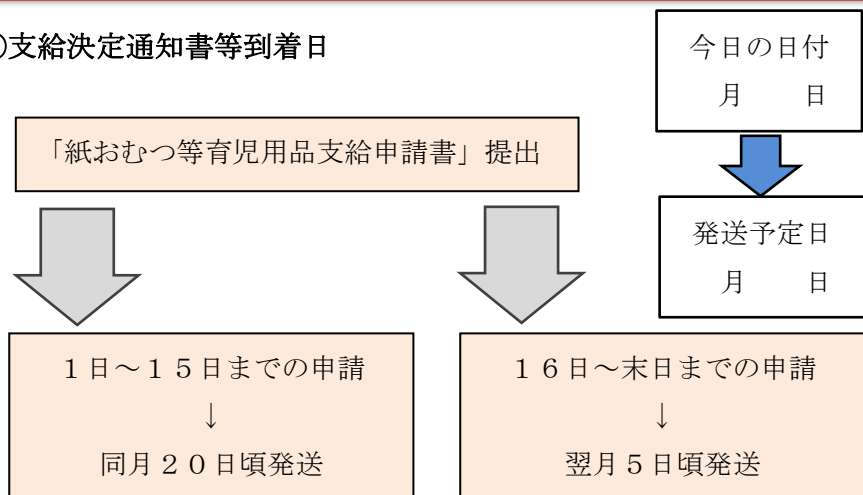
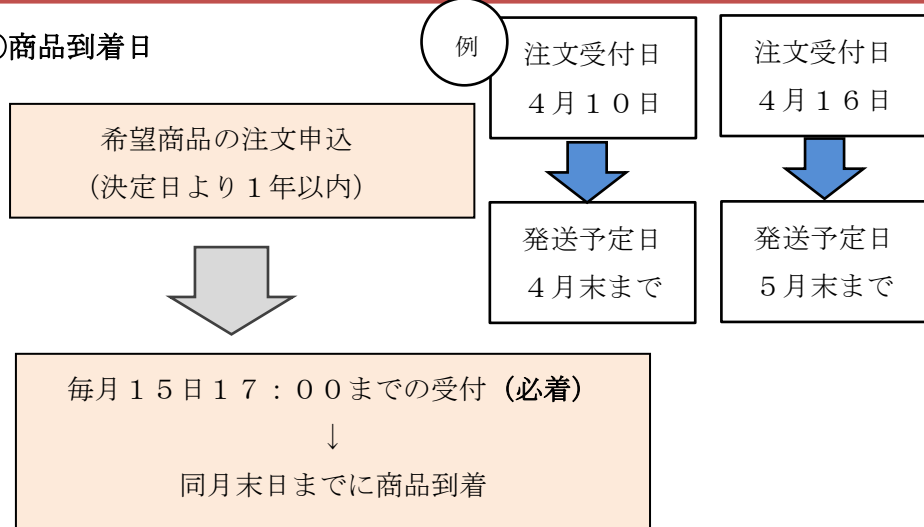


## 7.支給までの流れ

### ①支給決定通知書等到着日



### ②商品到着日



※一度配送された商品の返品・交換はできませんのでご注意ください。

## 紙おむつ等育児用品支給事業

# ざまりんすくすくギフト



お問い合わせ

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市子ども未来部 子ども政策課 子ども政策係

電話 046(252)8025

FAX 046(255)5080

## 1. ざまりんすくすくギフトとは

子育て世代を支援するため、座間市に住民登録のある0歳児の保護者に、紙おむつなどの育児用品を児童一人につき1回、1万円まで支給します。

支給決定通知書到着後、商品カタログから、それぞれの好みや状況に応じて、自由に好きな商品を組み合わせ、自分だけの“ざまりんすくすくギフト”を注文してください。

## 2. 申請方法

出生届又0歳児の転入届を提出された方は、次のいずれかの方法で申請をしてください。

### ①窓口申請

子ども政策課窓口で支給申請書を記入し、提出してください。

### 【受付時間】

月曜～金曜日の8時30分～17時15分

※祝祭日、年末年始を除く

### ②郵送申請

市のホームページからダウンロードした支給申請書に、必要事項を記載して、次の宛先に郵送してください。

※お名前に旧字体等が含まれている場合は、常用漢字を使用して支給決定通知書を作成させて頂く場合がございますので、ご了承願います。

### 【宛先】

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市子ども政策課 子ども政策係

## 3. 対象者

座間市に住民登録があり、0歳児と同居している保護者が対象です。  
なお、支給が決定されても市外に転出してしまうと無効となります。

## 4. 商品内容

紙おむつの他に、乳幼児向けの育児用品があります。  
詳細は商品カタログをご覧ください。

## 5. 注文方法

支給決定通知書に記載の認定番号を確認し、希望商品を市指定業者に郵送、電話、インターネット、ファクスで注文をしてください。  
※合計金額が1万円を超える場合、超過分は自己負担となります。  
超過した額は商品到着時、配送員に直接お支払ください。

## 6. 配達方法

申請書に記載されたご住所（＝住民登録地）に宅配便で届きます。  
※里帰り先など市外への配達は実施しておりません。



商品カタログはこちらで確認してね

